

(議長)

それでは休憩を閉じて再開致します。休憩前に引き続き会議を再開致します。

(議長)

平成27年度・江差町各会計予算並びに関連議案について質疑は、すべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論・採決を行います。

(議長)

討論・採決は、条例先議であります。

(議長)

まず、日程第2、議案第16号江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第16号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第17号江差町手数料条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第17号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第18号江差町立保育所条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第18号について、原案に賛成する方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第22号ぬくもり保養センター設置条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第22号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第24号江差町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第25号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第26号 指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第26号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第27号指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第27号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第28号 指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第28号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第29号 指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第29号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第30号江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、採決致します。

議案第30号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第6号平成27年度江差町一般会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

まず、原案に反対者の討論を許します。

反対希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の討論を許します。討論希望ございませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」(賛成討論)

ただいま上程されました日程第13号、議案第6号平成27年度江差町一般会計予算について、賛成の立場から討論したいと思います。なお、意味合い的には日程第14、15、議案の第15号、17号の国保関連この2つについても内容等については賛成の立場から討論もしたいと思います。それで、今回の新年度予算案は総論からまず述べますと、私は今江差町が置かれているというよりは、人口の少ない規模ほど大変な状況になっている地方自治体、江差町も含めた地方自治体の現状からいって、私たち議会も更には町長、理事者、町職

員の皆さんそして町職員だけではなく住民も一体となった今の地方自治体の困難性を打開していく、その中での予算付けでどうであったのか。そういう風に私は見て参りました。国は地方創生ということで、色々な課題、押しつけております。もちろん中身は我々も一緒になってやらなければならない内容も地方創生にあります。しかし、一方で大都市集中の予算をやっている中で本当に地方創生なのか、そういう疑問も湧いてきます。しかし、やらなければならない。そういう意味で今回の町長のそして教育長の予算内容、執行方針も含めまして、私は困難な中でもしっかりと町長、教育長更には町職員の皆さんの声を吸い上げ、そして兎にも角にも、この間町長が取り組んで参りました懇話会更には個別の複数の多くの団体からの要望等もあったと聞いております。個々の町民の声も吸い上げたことだと思います。それらをまとめて、もちろん優先順位はありますが、しっかりとこれから色々な困難があるにも想定しながらも、打開してくという予算付けであったと思います。総論で言いますと、まずは町長のこの政治姿勢をしっかりと私は評価をして、賛成していきたいと考えております。個別の案件については、2、3件留めたいと思います。

まず、一つ。私は、住宅リフォームのことについて取り上げたいと思います。予算的にはこの後、出されます補正予算であります。町長の執行方針の中にもこの点は触れておりますし、実際の運用は新年度からであります。賛成討論の中で私は入れて十分価値あるものだと思います。この間、何度も住宅リフォームの問題は住民の要望も踏まえて私共出して参りました。今、建設業者、板金塗装、色々な関連業者、本当に仕事無くて大変だ、そういう中で個々の自宅を修繕する、リフォームする、その中に少しでも行政の温かい手を差し伸べれば、それは地域の中小零細の業者の仕事起しにもなるし、また障害者等の少しでも住み続けたい、その支援にもなる。このことを、支援金を使ったとありますが、しかし町のお金も含めて、私は予算化されたこと、高く評価したいと思います。これが一つであります。

もう一つ。なかなか行政の中で大きな位置付けになっていない、文化関係であります。今回、江差町歴史文化基本構想の策定に向けた調査を行う、これは今日も色々論議になりました。予算付けもされております。江差の伝統的な文化、これをしっかりと生かしてまちづくりを、まちづくりをしていく、もしかしたらこれも地域創生の中にしっかりと謳い込めるかもしれない、大きな一歩だと私は思います。このことについても評価して参りたいと思います。

個々の課題については述べたいところありますが、この点について、最後、国保の問題を述べたいと思います。これは、特別会計との関連もありません。今医療は、本当に深刻な状況になっております。昨日も質疑の中で解りましたが、いわば国保加入者の減少の中で、国保運営が本当に困難になっている。今回は

町の私は英断だと思いますが、基金を取り崩し、更には一般会計も当てながら当面の努力を続けていく、そしてもちろん抜本的な対策も取っていかねばならない。これは、もしかしたらこれからの大きな課題も想定されますが、新年度予算としては、町民の負担をしっかりと回避していく、守っていく、そういう立場では私は大きく評価したいと思います。

個別には三つ挙げましたが予算の審議の中ではなかなか評価するという部分はその出せなく、問題点を挙げた部分がありますが、評価しているということをしかりと私はこの場で述べていきたいと思います。

最後になりますが、1、2 予算執行上でいわばこういう点で頑張ってもらいたい、これを述べていきたいと思います。国や地方自治体ではよく付帯意見というのを付けますが、江差町の場合はなかなか付帯意見という議会ルールまだ作られておりませんので、賛成討論の中で二つほど述べたいと思います。一つは先も述べましたが、国が示している地方創生の地方版の総合戦略作り。何度も言いますが、これは江差町で言うと本当に改めて10年計画を前倒しで作り直す、ゼロから作り直す、そういう意味合いでやってかなければならないと私は思っております。作った計画がすべて国の予算措置がされるとは限りません。しかし、大きい構想をしかりと持てばそれで進めていけば、また何らかな事業来た時にしかりとその事業を取り込める、そういう意味ではまずは江差町としての基本的な考え方をしかりとこの総合戦略、地方版の総合戦略に謳い込む。その努力を短いかもしれませぬ。半年かその位の期間でやらなければなりません。理事者、町職員、我々議会、町民の英知を集めて、しかりとした立派な総合戦略を作ってもらいたい。また、私共作っていききたい、そのように思っています。

もう一つ。高齢者の対策の問題であります。本当に江差町の高齢化、65歳以上があともう少しで40パーセントになる、そういう今時代なのです。本当に高齢者の丁寧な施策が私はまだまだ予算の限りがあるとは言いながらも、不十分な面が質疑の中でも指摘しました。この点については、町民の声をしかりと聞いて、予算の範囲、いやもしかしたら国からしかりとそのお金を取って高齢者の生活を守っていく、このことについて、町長、職員の皆さんの英知を期待したいと思います。以上最後の私の付帯意見と言いますか、を述べまして賛成討論と致します。

(議長)

他に、討論希望ありませんか。他に討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
この採決は、起立によって行います。

(議長)

議案第6号については、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第15号平成27年度江差町国民健康保険事業会計
財政調整基金の処分について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第15号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第7号平成27年度江差町国民健康保険費特別会計
予算について、討論・採決を行います。

(議長)

まず、原案に反対者の討論を許します。
討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認めます。
次に、原案に賛成の方の討論を許します。
討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望ありませんので、討論希望なしと認めます。
なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第7号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。全員になりました。
議案第7号について、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第8号平成27年度江差町後期高齢者医療特別会計
予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第 8 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第 17、議案第 19 号江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第 19 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 19 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第 18、議案第 20 号江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第20号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、議案第21号江差町介護保険条例の一部を改正する条例
について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第21号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第9号平成27年度江差町介護保険特別会計予算に
ついて、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なし、討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第9号、平成27年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第21、議案第23号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第23号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第22、議案第10号 平成27年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第10号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第23、議案第11号平成27年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第24、議案第12号平成27年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、議案第13号平成27年度江差町奨学金特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第26、議案第14号平成27年度江差町公共下水道事業会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

公共下水道予算について、すいませんもとい、平成27年度江差町公共下水道事業会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第14号予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

「飯田議員」

議長、議事進行。

(議長)

何だ。はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

議案第31号につきましては、一般会計補正予算は時間かかりますので、これを持ちまして、昼食のための休憩を求めます。

(議長)

ん。はい、それでは今、飯田議員の発言によって、午後1時まで休憩致します。

(休 憩)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第27、議案第31号平成26年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第31号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、国の補正予算に伴う地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用したプレミアム商品券発行事業補助等、14事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,543万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,684万3千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費、地方債の補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明しますので、ご審議の上議決頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは説明致します。議案目次その2というのが、議案でございます。それから、併せまして資料のナンバー2、これも配布してございますので、ご覧頂きたいと思っております。議案の3頁、予算構成表で説明致します。全部で14本の事業がございます。国の補正予算に伴いまして、それを活用した事業でございます。

一つ目でございます。江差町プレミアム商品券発行事業補助でございます。これは資料32をご覧頂きたいと思っております。国のいわゆる緊急経済対策として、

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金これのうち、地域消費喚起というのがございます。この事業でございます。内容です。プレミアム商品券の発行を致します。資料に記載のとおり、プレミアム率30パーセントとし、総額6,500万円の商品券の発行を予定致します。額面1枚1千円、これを13枚綴りにしまして1セットと致します。これを1万円で販売するということとなります。これを5千セット予定致します。ただし、1世帯の購入限度額等ございます。5セット5万円を限度額とする予定でございます。実施時期につきましては、新年度4月早々に販売したいという風に考えてございます。

それから二つ目。江差町プレミアム住宅リフォーム商品券発行事業補助でございます。先ほどのプレミアム商品券と同様に地域消費喚起生活支援型事業という中身でございます。内容です。住宅リフォーム商品券の発行を致します。資料の資料に記載のとおり、プレミアム率これは25パーセントと致します。総額で5,000万円の商品券の発行する予定とします。額面が1万円、この券を5枚綴りに1セットと致しまして、4万円で販売するということとなります。少し詳細部分も申し上げます。1世帯当たり購入限度額、これは20セット20枚ですね、ですから80万円と致します。事業と致しますと、10万円を超える事業、工事を対象とするものでございます。対象となる工事、これにつきましては、外装、内装、更には給水設備等、たくさんの多くの種類がございます。なるべくこの事業に該当となるように柔軟的に対応したいと考えております。また、町内業者これの利用、これも条件でございます。それから町内に住所を有する住民、これも条件でございます。新年度、5月を目途に実施したいという風に考えてございます。これらの詳細部分につきましてはですね、町民の方に、町民の方にしっかりと周知徹底したいという風に考えております。補正額が1,000万円、財源内訳は、国庫支出金が800万円、道支出金が200万円でございます。大変申し訳ありません。先ほど私あの一つ目の補正額の部分、金額申し上げませんでした。一つ目の商品券の方は、補正額が250万円でございます。財源内訳は、国庫支出金200万円、一般財源が50万円、失礼しました。

次3つ目でございます。地方創生江差町総合戦略策定でございます。ただいまの2つ、先ほど申し上げました2つにつきましては、先ほど来申し上げましたように、消費喚起型の事業でございます。これ以降につきましてはですね、地方創生先行型という事業の種類になります。いわゆる地方の直面する課題への取り組みによりまして、地方を活性化するという事業でございます。江差町版の総合戦略策定事業でございます。国の総合戦略を勘案しつつ、人口減少対策など町が抱える課題を整理し、長期的に取り組むべき施策を作り上げていくものでございます。原則5年間のビジョン策定となります。予算審議の中でも

申し上げました、策定委員会の設置を致します。委員は町職員をはじめまして、学識経験者、民間企業など幅広い委員構成と致します。補正額が500万円、財源内訳は、国庫支出金400万円、一般財源が100万円でございます。

それから、次に特産品ブランド化支援でございます。地場資源を生かしました商品開発、それから生産者等が自ら技術、知識の向上を図るための催事、或いは研修、これを後押しするものでございます。もう一つ、今回新たに特典付きのふるさと納税事業をはじめ、まります。これに伴います特産品の選択、或いはこれに関わる開発、この部分にも投資して参りたいという風に考えております。補正額が200万円、財源内訳は、国庫支出金が100万円、一般財源が100万円でございます。

それから次に、若者交流促進事業でございます。町長の執行方針の中で、若者や子育て世代が江差町に住みたいと、或いは江差町へ遊びに行きたいというまちづくりを進める取り組みがございました。若者が交流する機会、若者が江差に集まるようなイベントの企画、開催が趣旨でございます。実行委員会組織或いは地域協力隊の協力を得ながらですね、実施したいという風に考えております。具体的内容につきましては、早急に詰めて参りたいという風に思っております。補正額は200万円、財源内訳は、国庫支出金が103万3千円、一般財源が96万7千円でございます。

次に、子育て応援券交付事業でございます。予算審議の中で説明しました子育て応援券交付事業でございます。今回、26年度補正することによりまして、27年度当初予算と重複します。従いまして、26年度補正予算を優先させて頂きますので、27年度当初予算につきましては、6月議会で減額補正という提案をさせて頂きます。ご理解をお願いします。補正額は510万円、財源内訳は、国庫支出金が500万円、一般財源が100万円でございます。

次に農業経営基盤安定対策でございます。今定例会の予算審議で説明しました農業経営基盤安定対策事業でございます。これは27年度当初予算と今回の26年度今の補正予算、合算して事業執行したいと考えております。補正額が250万円、財源内訳は、国庫支出金が200万円、一般財源が50万円でございます。

次に漁業経営基盤安定対策でございます。これも農業の方と同じく、今定例会で予算審議致しました。この部分につきましても、27年度の当初予算と今回の補正分、合わせて合算して事業執行したいと考えております。補正額は250万円、財源内訳は、国庫支出金が200万円、一般財源が50万円でございます。

それから次、主要観光施設無料Wi-Fi（ワイファイ）整備でございます。新幹線開業の対応観光については、予算審議の中で説明致しました。更に、観

光サービスの促進を重点的に重点に事業の展開を図るということでございます。Wi-Fiいわゆるスマートフォン、或いはタブレット等に、無線でインターネットに接続できるシステムでございます。観光施設或いは宿泊施設に機器整備することにより、観光客へのサービスを向上することが出来るということでございます。27年度は、失礼しました、今回の事業で町内15施設を設置予定しております。補正額は540万円、財源内訳は、国庫支出金が300万円、一般財源が240万円でございます。

次に、観光案内等言語バリアフリー化推進でございます。外国語、英語、それから中国語、中国語はあの二つございますけども、それと韓国語、これらのパンフレット、或いは案内板の策定をするものでございます。更にウェブサイトこれで、外国からもアクセスできる体制を構築したいという風に考えております。補正額は560万円、財源内訳は、国庫支出金が300万円、一般財源が260万円でございます。

次、宿泊施設誘客促進補助でございます。観光客の中でも、更に宿泊客の誘客に力を入れます。宿泊施設の改修助成、それから観光の魅力の一つは食の部分でもございます。食材費用の助成等、宿泊客に魅力を発信することが狙いでございます。宿泊施設の改修につきましては、例えばトイレ改修等でございます。それから食材につきましては、江差町の新鮮な食材これも例えば食べ放題にするとかという、インパクトのある、発信をして参りたいという風に考えております。補正額は1,000万円、財源内訳は、国庫支出金が700万円、一般財源が300万円でございます。

次、学校給食助成でございます。給食費の保護者負担、この軽減を図るものでございます。月額給食費、これは小学校の場合は今3,500円でございますけども、月額ですね。これを3分の1程度目途にして助成をするということを考えております。補正額は440万円、財源内訳は、国庫支出金が400万円、一般財源が40万円でございます。

次同じく中学校の方の学校給食費助成でございます。中学校の分につきましては、月額4,100円、現在なっております。これも3分の1を目途に考えております。補正額が310万円、財源内訳は、国庫支出金260万円、一般財源が50万円でございます。ここまでが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業でございます。

次にですね、最後、江差中学校旧校舎解体でございます。今定例会の27年度予算審議でも説明致しました、江差中学校旧校舎解体事業でございます。国の平成26年度学校施設環境改善交付金のこれが1次補正通りまして、内示がございました。従いまして今回の26年度で前倒し補正とするものでございます。27年度当初予算、既に可決頂きましたけども、これの関係につきまして

は先程来申し上げていますように、減額補正をしたいと考えています。6月議会をお願い致します。ご理解をお願いします。補正額は1億1,933万6千円、財源内訳は、国庫支出金が5,610万3千円、地方債が6,310万円、一般財源が13万3千円でございます。

以上合計します。補正額合計が1億9,543万6千円、財源内訳が、国庫支出金が1億1,240万2千円、道支出金が450万円、地方債が6,310万円、一般財源が1,543万4千円、一般財源は、普通交付税を充当するものでございます。

続きまして、6頁でございます。第2表の繰越明許費補正でございます。ただいまの14の事業につきましては、翌年度に繰り越して、するというようになります。繰越明許を行うものでございます。

続きまして、7頁でございます。第3表地方債の補正でございます。先程の江差中学校旧校舎解体分でございます。起債の目的が江差中学校旧校舎解体、限度額が6,310万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載の通りでございます。

最後、関連します。16頁でございます。16頁に、平成26年度末の地方債の現在高見込みに関する調書がございます。今回補正しました6,310万円を追加致しますと、66億5,397万6千円となる見込みでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。そしたら最初にやらせてもらいます。あの、私はてっきり朝来たらこれに関連する資料が来ているのだろうなと思ったのですよ。あの議長、これだけの中身のある補正予算で、全然と言っていいほど資料が無いというのは、これね、議事進行からいってもね、もう私許されないと思うんですよね。で、ちょっと議事進行でなくて質問でお聞きしますけれども。普通、財政当局に現課から出た時にある程度の資料を踏まえて、良し、これで良しという風に普通なるのですよね。今のような口頭でこんな予算組むなんて補正予算組むなんて有り得ないですよね。ただ、今回のこの交付金事業はあの私も十分に大変な思いでやられたというのは私も解ります。あの余所の町はまだ返されて返されてですね、またちょっと一所懸命やっているところもまだある。で大変だというの

は解ります。解りますが、しかしこれ、最終的に今日補正で議決ですよ。で今聞きましたら全部繰越明許ですからね、極端な話、これ切り離してきちっと資料も含めて我々に解るように説明する、臨時議会開いたって何も私は問題ないと。先程、課長、町民には何でしたっけ、町民の皆さんには詳しくお知らせしますとか、何、我々にあまり解らないうちに町民の方に先に、後できちっと知らせるの。それから、若者交流促進事業については、これか、これあのある意味町長の一定の公約的な、戦略的な部分もあるっていうのでそれは正直理解するものです。全体のスキームからいって、資料、資料、資料とといったってこの資料ですね。それから、子育てに関していうと、最初から出ていました。これはこれで本当に切れ目ない事業の執行ということで先程も合算してという、本当に今までにあまり聞いたことないようなやり方。いずれにしてもね、今出る資料って無いのですか。まあもうこれ時間が切羽詰まっているから全部とは言いませんけれどもね。プレミアム商品券のことだって、住宅リフォームだって一定の粗粗の設計図あるはずなのだけど、何でそれが出ないのか。まあまずこれ一問目ね、これね。質問だから。

で二問目で、じゃあ聞きますよ。無いから聞かざるを得ないのですよね。一つ目、いやあんまり細かいのを聞いてもしょうがないのかな。プレミアム、住宅の方、これはあの私も大体調べて、ああこういう風にやるのだなと思いました。建設課長、あの本当に私これ今のヨーイドンの段階ではなかなか地元業者、先程私あの賛成討論でも言いましたけれども。地元の業者にとって、本当にこの仕事はっていう分ももしかしたらあるかもしれない。そういう意味ではあの制度設計、これからの部分ももしかしたらあるのかもしれませんが、先程あれ5月、何処だったかな。4月かな。いずれにしてもちょっと概略で宜しいので、あのスケジュール的なもの、あの券は商工会なのかな、それから業者は一定程度指定業者とかがあってきつと指定して、そして町民にすべからく説明してとかがあってまあそんなもんだらうと思うのですが。概略で宜しいので、まず聞きたい。これが一つ。

まあ全部、聞いていったら時間無いから何点か。特産品ブランド化支援、さつき説明ありましたがこれ補助です。どういうところ想定しているのか、補助、ですね。

それから、聞きたいけどちょっと飛ばして、観光。Wi-Fi、さつき15施設と話ありました。これはあの官民あげての15、どっち向いてしゃべればいいの、こっち、官民かなと思うのですが。あの公的な部分も民間の部分もきつとあるのかなと思うのですが。あの概略でいいです。概略ちょっと教えて頂きたい。そしてこれ受け皿的なところ、それぞれ勝手に管理ということになるのか、あの函館あたりきちっとした受け皿ありますよね。ちょっと仕掛け、た

ぶんそれと似たようなしかけかなという気がするのですが、概略ちょっと教えてください、W i - F i。いや本当にあの頑張ってる欲しいのですよ。

それからちょっと飛ばして、宿泊はもしかして、聞かない。ちょっと宿泊、どっち、こっち。宿泊、これね、これだって聞きたいですよ。補助、補助率どれ位なの、どういう限度額なの。それからまあ大体あの宿泊施設の修理なんていうのは大体まあまあ想定されるからある程度、一定程度、もう1回集まってもらってじゃあどういうものという風になるのか。あまりにこれ粗粗過ぎません、ということです。

(議長)

はい、今ですね、あの小野寺議員から、質問がありました。事前に資料の配布を願わなければ、今のような、もう時間もありませんけれども、私は今小野寺議員の質問に対して尤もだと思うのですよ。やっぱりこの親切に、この新しい予算なり補正組む時には、今後きちっと資料を出して、ね、事前に、そして説明をするようにお願いしたいと。はいそれでは、誰から。

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

江差町プレミアム住宅リフォーム商品券の発行事業の概略、スケジュールについてご説明致します。概略につき、まず概略につきましては、リフォーム工事の対象については、大きく分けて長寿命化、省エネルギー、住環境の向上ということで、外装、内装、外装内装含めてですね、多岐にわたって利用しやすいようなあの項目にしております。主に、主な項目かなりありますので、主な項目。例えば、内装については、壁や天井の塗装の新設・塗り替え、断熱材の新設・取替、こういうのは内装であります。畳の新設や表替えなんかも該当になりますし、屋根や外壁、外装については、あの全面張替、もしくは部分張替でもあの該当にしております。それから、内外装、例えば手すりの設置、和室から洋室に変更する、また逆の場合ですとか、台所システムキッチンを新設・取替すると。これはあくまでも工事です。あの例えばあの量販店で物を買ってきて自分でそのまま設置するっていうのはこれは該当にはなりません。またはあの浴室、ユニットバスの新設や取替、こういうのも該当になります。で、洗面室やトイレなんかもその通りです。またあの給水設備、配水設備、給湯設備、電気設備これらについてもほぼあの該当になる項目が多数あります。なおかつあの下水道と合併浄化槽、この問題については、下水道の接続工事についても該当にしたいっていうことを考えております。それから合併浄化槽についてもその通りです。該当にしたいっていう風に考えております。多岐にわたったこ

これらの項目につきましては、あの町民にもきちっと知らせていきたい、こう思っております。それからスケジュールであります。今この議会で議決になりましたら、3月の末までには、説明会をまず開きたい。この説明会につきましては、いわゆるあの該当の該当する登録店をまずあの集めたい。ということは、今言うようにあの建設、建築業者のみならず、電気工事店又はあの管工事を含めながら建具屋さん、これら該当してきますので、どのような項目でどのようなかっていう説明会を3月中に開いて、その業者からは登録申請書を出して頂く。その場合にはあの納税証明書の添付が必要になりますけれども。そういうことで3月中に説明会を開いて町民に対していわゆるPR等を4月以降やっていきたい。で4月以降やっていって、例えばあの町民の方で私リフォームしたい。そうすると、〇〇建築さんとか〇〇建具さんにこう電話をした際に、やはり一定の期間必要だと思うのです。あの自宅を見て、間取りを見て、どのような見積額を出すってというようなことで、その業者によっては何社もこう来て、すぐ対応できないってということもあるかと思っておりますので、周知期間を十分取るために4月中周知をして、5月1日から商品券の販売をしたいってというようなスケジュールを考えております。でなおかつ、9月末までに工事を完了して頂く。これはあの国の方のあの期間設定がございますので、9月中に工事を完成して頂くってということが条件になります。ですからあの2カ月、3カ月かかるような工事ですと、なるべく早めにこう申請をしなければ駄目だ。このような流れになっております。なおあの、この申請につきましては、江差商工会に申請をして頂くことになりまして、江差商工会でリフォームの商品券を購入して頂く。ただしその申請をした内容の審査が必要だと思います。やはりあの適正に価格が設定されるか、そのそういうこともありますので、その審査については建設水道課の都市計画係で審査をする。そういうような流れになっております。以上、あの雑ぱくですが説明にさせていただきます。

(議長)

はい、「政策推進課長」。

「政策推進課長」

はい。あの私の方から特産品のブランド化について質問が出ましたので。これについてはですね、あの一次産品ですとか、そういった部分で今特産品或いはあの加工品等あるのですけども、これにもうちちょっと商品化するためにあのパッケージだとか、そういうものをあの強化したりだとか、それからあの個人でも新しく何かやりたいという風な部分、それからあのそのための研修であるとか、技術研修ですとか、そういったものを対象にして、あの個人それから法

人、団体を対象にしてですね、あの補助事業として行うものでございます。で、あの今の予定ではですね、一般公募しながら実施して参りたいと思いますので、そういうこととございますので宜しくお願いします。

(議長)

いいですか、はい、「追分商工観光課長」。

「追分商工観光課長」

はい。それではあの私の方から2点お答えしたいと思います。あのWi-Fiの関係と宿泊施設の改修に対する助成の関係と2つお答えします。まずあのWi-Fiでございますが、15カ所の内訳ということでございますけども、実はあの民間も含めてですね、民間3社を想定しております。そこを入れながらですね、15ということ。民間の内訳とすると、飲食店をやっているところ、それから民間の観光施設と言われるところ、というような形で、名前は今出しませんが、あの想定、そういう3カ所を想定しながらですね、全部で15カ所、公共的なところを入れながら15カ所という形で考えております。設置の仕方につきましては、あの現在あの光契約をして、実際に使えるところも中には出てきているのかなという風に思うのですよ。機械だけを設置すればWi-Fiが使用可能になるところがあるのですね。そういうところにつきましては、機械は当然うちの方で設置をしていく。あのかかる電気料についてはですね、微々たるものなので、あの大変申し訳ないのですが各施設に持ってもらうように、今後進めて参りたいなという風に思っておりますが、公共施設等も電気料予算持っているところもありますので、そこについては維持費含めて1年間は持ちながら、来年以降の経費をどのように持つかっていうのは改めて協議をさせて頂ければなと思っております。またあの施設が全く無い所についてはあの改めて光回線を引くこともあのうちの方でやらせて頂くと。そして、中には光回線を引いているのですが、自分のところの大事なあのパソコンのデータが繋がっているものとですね、併せて使用しているところもあります。そういう所につきましては、あの別途もう1本回線を改めて引いてですね、あのセキュリティの問題をかい、考慮しながらですね、取り進めたいという風に思っています。内訳、金額の内訳でいきますと、Wi-Fiを設置するための委託と、委託としまして380万、それと通信費等の維持経費ということで160万というようなですね、見込みをしております。

続きまして、宿泊施設の助成でございますが、改修補助ということで、宿、宿泊客が直接使用する箇所の修繕について、一部の改築、増築、バリアフリー化、リフォーム工事等の2分の1を助成するものです。上限額につきましては、

補助金で上限額が500万円、ですから工事費として1,000万円までの金額に対する助成を行うということです。今言いました直接使用するという部分で例を言いますと、例えばトイレですとか、風呂ですとか、洗面所ですとか、玄関ですとか、廊下ですとか、客室ですとか、そういうようなところを想定しております。該当にならないというのは、屋根ですとか、外壁ですとか、配管、厨房等、お客さんが直接使用しないところについては、該当しないという考えで取り進めをさせて頂こうという風に思っております。今後あの宿泊施設に、改めてこのような制度を設けることとなりましたということを周知しながらですね、利用希望を確認しながら予算の範囲内で執行していきたいという風に思っております。あの実は前段で、こういう想定した、こういうようなあの助成を想定したアンケートを12月に実施しております、その中で概ね掴んだ部分で、今回の予算額を把握したつもりでおりますので、大きくずれは無いのかなという風にあの目論んでおります。以上です。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、まあ、わかりました、というかまあ後で色々教えてもらうこともあるかもしれません。あと、最後ですが、全般的なことで、町長もしくは副町長で構わないのですが。あの今回交付金事業ということで、1回事業何かで予算付ければ、結果的には一定程度持続するもの、それによって。それから1回きりで補助金が無くなったらそれまでよ、というのもありますよね。それで、そこら辺はこれから考えなきゃなりませんよね、町の政策として。解りやすいことでいうと、子育てのこのオムツ、今年良かったねって。普通またあの子育ての方々はやはりこういうものは継続を当然希望するはずなのです。ですから、そこら辺の取捨選択、継続性っていうのは本当に難しいと思いますが、そこら辺全体的にどういう風なメリハリを付けた方向性を考えての今回こういう補正もしくはこれからのことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなど。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

まずあの冒頭あの本当に資料の配布については、ちょっと反省点とさせていただきます。ただ1点だけ。特に先行型の方は国とのやりとりで、一定程度の制度設計はしているものの、色々とやりとりの中で遅れた部分があって、そういう意味で繰越をしながらあの適宜あのきちっと周知含めてやって参ります。

今、小野寺議員の部分にお答えしますと、一つには消費喚起型のプレミアム商品券的にはこれは単発的なものです。ただあのリフォームの部分については、今回これ試行的な狙いもあって、消費喚起といえども、今回の試行的な事業のこの取り進めも含めて、重要度も含めて検証して、継続性も念頭には若干あると、そういうことです。あの制度の仕方、また組み立て含めて少し考えたいなど。それから、地方創生の先行型については、これらはあの今議員も一部、例えばオムツの関係やら何やらあったんで、個別に言いませんけれどもこれらは一定程度継続性も当然念頭に置いた先行型の事業であるということだけ、あの私からお答えさせていただきます、はい。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、次に、「萩原議員」。

「萩原議員」

はい。学校給食費助成について1点質問、質問致します。この助成する対象児童に何か制限があるのかという点と、後ですね、一応3分の1程度の助成ということなので、一応月1,200円程度ということになっておりますが。どのような形で助成していくのか、お聞き致します。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

制限があるかどうかというところですが、基本的には小学校中学校に通う児童生徒の保護者を対象としていきたいという風に思っております。それで、年度、その年度の完納された方を対象とするということです。あの未納がある方につきましてはあの対象から外れて頂くという風に今思っているところです。それとですね、今あの外の有利な制度を受けている方がおります。教育扶助の支給を受けている方、それから就学援助、それから特別支援就学援助、これらを受けている方、これらにつきましては、あの今回の補助の制度よりもそちらの方の制度が有利だということで、今回につきましては、その方々についても対象外としたいという風に思っております。それと何だっけ。あとあの交付の手続き等でございますけれども、公金であるということも含めまして、補助金であるということも含めましてですね、あの保護者の方からはあの交付申請書を提出して頂く予定でおります。それを、学校の方で給食費徴収を致しまして、納入しているという状況の中から、滞納状況については学校の方からの報告をもって確認をさせて頂いて、で更にはあの今まで最終的ではありませんけれども、交付、口座振替によって保護者の方に返していきたいな、補助していきたいなという風に思っているところでもありますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

(議長)

議案第31号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第28、議案第32号江差町課設置条例の全部改正について並びに日程第29、議案第33号江差町課設置条例の全部改正に伴う関係条例の整理については、関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括議題と致します。

(議長)

それでは、議案第32号及び議案第33号の提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第32号江差町課設置条例の全部改正について及び議案第33号江差町課設置条例の全部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。役場組織につきましては、限られた職員数の中で効率的で町民に親しみやすく解りやすい組織に改編するものです。また、国、地方が直面する課題に対して、スピード感を持ち各課が連携して行政執行できる組織体制と致しました。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務財政課長」。

「総務財政課長」（補足説明）

はい。それでは説明致します。追加議案の18頁でございます。資料が、追加資料32、ナンバー32、2頁でございます。改正前と比較できますように、資料提供しております。先の全員協議会でポイント部分につきましては説明しております。議案の18頁、改正条例の第1条でございます。名称変更となったものがございます。9つの課、これは変わりません。環境住宅課を廃止しまして、財政課を新たに設置したものでございます。2条の分掌事務と合わせながら、説明致します。資料には新たな係名も記載しておりますので、参照願いたいと思います。現在の総務財政課、これは、財政係を外しまして、総務課と致しました。建設水道課にありました防災係、それから環境住宅課にありました環境生活係の仕事を併せ持つこととなります。従って第2条の（6）以降の事務が総務課の方に追加されることとなります。それから、現在の政策推進課、これは、まちづくり推進課に名称変更致しました。加えまして、現在、追分商工観光課で担っております市街地活性化、これもこちらの方に移すこととなります。それから、財政課を新たに設置致しました。度々説明しております。公共施設の総合計画策定、これが喫緊の課題でございます。町有財産に関することも合わせまして、公会計事務と抱き合わせることが適正であると判断したものでございます。この仕事を財政課の方に持ってくるということとなります。それから、税務課、これは変更ございません。それから、健康推進課、これも変更ございませんが、資料にありますように、係の一元化を図ったところでございます。町民福祉課、これは名称は変更ございませんけれども、資料の、資料にありますように係名が変更になってございます。ネーミング、ソフトにしたところでございます。それから、相談窓口としての機能強化、これも図ります。課題であります子育て施策これについても考慮したところでございます。それから、現在の農林水産課、これを産業振興課に名称変更しました。資料にありますように、商工業務、これを包括することになりました。特産品開発、それから販路拡大事業、これは1次産業と一体で事業を展開する必要がございます。これが、これによって包括することが適当であると判断したところでございます。現在の追分商工観光課、これは商工を外しまして、追分観光課と致しました。建設水道課、これは変更ございません。以上でございます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

(議長)

議案第32号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員で、多数、ちよつともう1回。

多数だね。挙手多数であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

多数でしょ。何したって。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第33号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。つて言えば、もう1回説明してないってことか。33号の説明。

はい、「総務財政課長」。

「総務財政課長」

大変失礼しました。あの町長提案理由の中で併せての提案でございました。私の方で外してしまいました。申し訳ないです。

今の追加の部分でございますけれども、江差町課設置条例の全部改正に伴う関係条例の整理でございます。22頁でございます。資料は追加資料33の3

頁、新旧対照表、記載してございます。課設置条例の改正によりまして課の名称が変わることになります。それを変更するものでございます。江差町情報公開条例、江差町個人情報保護条例、江差町特別職報酬等審議会条例、この3つの条例で総務財政課を総務課に変、改正するものでございます。以上でございます。

(議長)

ただいま説明ありました議案第33号について、それぞれ説明のある方、質問のある方。もう1回やり直しか、全部。

もう1回改めて、すいません。

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、直ちに採決致します。

(議長)

議案第32号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

いいんだべ、次。

(議長)

議案第33号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

全員ですね。挙手全員であります。よって議案第33号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第30、同意第1号江差町固定資産評価審査委員の選任についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、江差町固定資産評価審査委員の選任についてでございます。固定資産評価審査委員会委員に、江差町字■■■■■■■■■■、阿部世津子氏、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■を選任したいので地方税法第423条3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。ご審議の上、同意頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

同意第1号江差町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり、江差町字■■■■■、阿部世津子氏、■■■■■、■■■■■を江差町固定資産評価審査委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に日程第31、発議第1号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について並びに日程32、発議第2号 農業の発展に必要な生産基盤の整備の拡充を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号及び発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって発議第1号及び第2号については、原案のとおり決したい、決しました。

(議長)

日程第33、発議第3号ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第34、発議第4号都市農業の振興策強化等を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第35、発議第5号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

はい第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求め、多数であるということで、発議第5号については原案のとおり決定致しました。

(議長)

日程第36、発議第6号憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第6号については、原案のとおり決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決定致しました。

(議長)

以上で、今定例会の会議に付議された案件については、すべて議了致しました。これで、本日の会議を閉じます。

(議長)

平成27年第1回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん大変ご苦勞様でございました。

閉 会 13:53